

令和元年台風第 15 号、第 19 号等により被災された方の 一部負担金等の支払いを免除しています

令和元年台風第 19 号により被災された方については、病院・診療所等の窓口で以下の要件を満たしていることを申し出ることによって、一部負担金等の支払いを令和 2 年 3 月末日まで免除しています。

これに加えて、令和元年 9 月に千葉県を中心に大きな被害をもたらした**令和元年台風第 15 号**と**令和元年 10 月 25 日の大雨**により被災された方についても同様の取り扱いを行うことになりました。

また、令和 2 年 4 月以降は、保険証とあわせて中建国保が交付する「一部負担金免除証明書」を病院・診療所等の窓口に提示することにより、一部負担金等の支払いが免除される措置を延長します。

なお、免除の対象者でありながら、病院・診療所等の窓口で一部負担金等を支払った場合には、中建国保に領収証等を添えて申請することで還付が受けられます。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせください。

※一部負担金とは、病院などにかかった際に治療に要した費用のうち、皆さんが窓口で支払う金額のことです。

対象となる方

(1) 令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和元年 10 月 25 日の大雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること

(厚生労働省保険局医療課文書の定めによる)

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(2) 令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和元年 10 月 25 日の大雨による災害にかかる災害救助法の適用市町村に住所を有する中建国保の被保険者であること